

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前				
(略)				(略)				
別紙2				別紙2				
管理基準				管理基準				
単位：mg/kg				単位：mg/kg				
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)	
	エトフェンプロックス	(略)	(略)		エトフェンプロックス	(略)	(略)	(略)
		粃米	<u>20</u>			粃米	<u>5</u>	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	(略)	(略)	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	(略)	(略)	(略)		
	稲発酵粗飼料	<u>5</u>		稲発酵粗飼料	<u>0.1</u>			

	(略)	(略)
スピノサド	(略)	(略)
<u>スルホキサフロル</u>	<u>稲わら</u>	<u>4</u>
(略)	(略)	(略)
チアメトキサム	稲わら	<u>2</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テブフロキン	(略)	(略)
	粃米	<u>3</u>
(略)	(略)	(略)
フェリムゾン	(略)	(略)
	稲発酵粗飼料	<u>5</u>
	(略)	(略)
フルジオキサニル	(略)	(略)

	(略)	(略)
スピノサド	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
チアメトキサム	稲わら	<u>20</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テブフロキン	(略)	(略)
	粃米	<u>2</u>
(略)	(略)	(略)
フェリムゾン	(略)	(略)
	稲発酵粗飼料	<u>0.2</u>
	(略)	(略)
フルジオキサニル	(略)	(略)

	<u>フルピリミン</u>	<u>稲わら</u>	<u>7</u>
		<u>粃米</u>	<u>9</u>
	(略)	(略)	(略)
	プロベナゾール	稲わら	<u>8</u>
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	マラチオン	(略)	(略)
	<u>メタアルデヒド</u>	<u>稲わら</u>	<u>0.7</u>
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.3</u>
	(略)	(略)	(略)
重金属等	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)

注1～3 (略)

4 農薬の欄に掲げる基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、

	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	プロベナゾール	稲わら	<u>3</u>
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	マラチオン	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
重金属等	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)

注1～3 (略)

4 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加

飼料及び飼料添加物の成分等に関する省令（昭和51年農林省令35号）の別表第1の1の（1）のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。なお、農薬の欄に掲げる基準は、乾物の割合を稲わらで90 %（水分の割合10 %）、稲発酵粗飼料で40 %（水分の割合60 %）、粃米で88 %（水分の割合12 %）としたときの値である。

5（略）

物の成分等に関する省令（昭和51年農林省令35号）の別表第1の1の（1）のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。

5（略）